**桜井市マイナンバーカード出張申請受付（戸別訪問）実施要領**

令和6年10月21日改訂

桜井市では、マイナンバーカード取得促進のため、市窓口への来庁が難しい方を対象に「出張申請受付（戸別訪問）」によるマイナンバーカード（以下「カード」）の申請受付を実施します。

予約申込み後に、市職員がご自宅まで訪問して、無料で申請用顔写真の撮影を行い、申請手続きを受付します。

必要書類が揃っている場合、出来上がったカードを申請者本人宛に後日郵送（書留または本人限定受取郵便、転送不可）するため、市役所へ出向くことなく受け取ることができます。

※必要書類が不足等の場合は、カードの郵送ができませんのでご了承ください。

**１．対象者（桜井市に住民登録がある方に限定します）**

以下の理由により、外出が困難な方で初めてカードを申請される方を対象とします。

　（１）75歳以上の方

　（２）障害者手帳もしくは療育手帳をお持ちの方

　（３）介護保険の要介護認定を受けている方

　※他にも様々な個別の事情で、来庁困難な方がおられるとは思いますが、限られた人員数で戸別訪問を行うため、対象者を限定しておりますことをご了承ください。

**２．申請要件**

（１）申請者本人の住民登録地が桜井市であり、訪問先が自宅であること。

　（２）申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと。

　（３）申請者本人（成年被後見人の方は法定代理人と共に）が、当日自宅にいること。

　（４）介護等が必要な方の場合、介助者等が同席できること。

　（５）新規のカード発行申請であること（再発行ではないこと）。

　（６）申請者本人の申請意思があること。

　（７）申請者が決めたマイナンバーカードの暗証番号を、職員が代理入力することに了承いただけること。

　※上記、申請要件以外につきましては、ご相談ください。

また、病院や施設入所の方は、ご希望に添えない場合がありますので、事前に市民課に確認してください。

**３．申込方法等**

予約制のため、訪問希望日の１週間前までに、下記のいずれかの方法でお申し込みください。

先着順のため、混雑状況により希望の日時に添えない場合があります。

　申込者は、本人または親族の方からとします。

（１）申込方法

①市民課へ電話：０７４４－４２－９１１１（市役所代表番号）

「マイナンバーカードの出張申請希望」とお伝えください。

②市民課へ来庁

（２）申込時間

　　平日開庁時間内（午前8時30分から午後５時15分）のみ受付

**４．実施期間**

　　平日開庁時間内（午前10時から午後4時まで）のみ

　　ただし、12月20日から1月10日、3月15日から4月1５日を除きます。

※顔写真撮影を含め、1人あたり30分程度の申請受付時間を想定しています。

　※交通状況等により、多少時間が前後する場合がありますので、ご了承ください。

**５．訪問当日の必要書類**

　（１）通知カード（お持ちの方のみ）

　（２）住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

（３）「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」（お持ちの方のみ）

　（４）本人確認書類（有効期限内及び氏名・住所等が変更済みのものに限る。原本のみ）

|  |  |
| --- | --- |
| **A** | **顔写真付きの官公署発行の証明書の場合：1点** |
| 運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カード（顔写真つき）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳（顔写真つき）、特別永住者証明書、運転免許経歴証明書　等 |
| **B** | **顔写真のない証明書の場合：2点** |
| 健康保険証、介護保険証、医療費受給資格証、年金手帳、精神障害者手帳（顔写真なし）、生年月日が記載している診察券、コロナワクチン接種済み証明書　等 |

　※上記の確認書類をお持ちではない方は、予約時にご相談ください。

**６．申込みから交付までの手続きの流れ**

（１）本人または親族が、所定の方法（電話・来庁）で市民課へ申込みます。

（２）職員が、申請者の住所・氏名・生年月日・訪問申請に必要となる情報（自宅または付近に無料の駐車スペースがある等）をお伺いします。

　（３）予約調整後、訪問の日時を確定します。その際、必要な書類等をお伝えしますので、当日はご準備のうえお待ちください。

　（４）予約当日に職員（2名）がご自宅へ訪問します。本人確認書類をチェックし、申請書に必要事項を記入していただきます。その後、写真撮影（無料）を行います。

　　　申請内容に不備がなければ、「暗証番号の設定について」の用紙にご記入いただきます。

　（５）後日、カードが市役所に届き、暗証番号の設定等の準備が整い次第、郵送（書留または本人限定受取り郵便、転送不可）で、ご本人のご自宅へ届けます。

**７．その他**

　（１）申請書の記入・写真撮影のため、職員がご自宅の中にお邪魔します。

　（２）カードは申請してから交付までに、約１ヶ月程度かかります。

（３）カードの郵送交付が可能となる場合、申請者が決めたマイナンバーカードの暗証番号を職員が持参する「暗証番号の設定について」の用紙に当日記入いただきます。あらかじめ、数字４桁の暗証番号と、数字と英字（大文字）を組み合わせた６～16桁の暗証番号を決めておいてください。

　【参考】暗証番号の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 使用例 | 暗証番号の設定 |
| ①署名用電子証明書 | インターネットを使用した国税の確定申告（e-Tax）、特許の申請、登記申請、ふるさと納税申告など | 数字と英字（大文字）６～16桁　※１，3 |
| ②利用者証明用電子証明書 | インターネットの「マイナポータルサイト」へのログイン、健康保険証利用、住民票等の交付など | 数字４桁　※２，3 |
| ③住民基本台帳用 | 住民票の住所変更手続きなど | 数字４桁　※２ |
| ④券面事項入力補助用 | 券面に記載されている基本４情報（住所・氏名・生年月日・性別）を読み取り、必要箇所を転記するとき | 数字４桁　※２ |

※１：「数字」と「英字（大文字のみ）」をそれぞれ１つ以上必ず入れてください。

※２：②から④の暗証番号（数字４桁）は、全て同じでも構いません。

※３：①と②の電子証明書の搭載は任意ですが、有効期限があります。有効期限の3か月前に更新の通知が国から届きます。

（４）必要書類が当日揃っていない場合、ご自宅へ郵送することができません。この場合は、カードが出来次第、市民課まで受取りにお越しいただくことになりますので、ご注意ください。

（５）出張当日の天候によっては、出張を見合わせる場合があります。あらかじめご了承ください。

　（６）戸別訪問は完全予約制です。市役所から案内の電話をかけて、名前や住所、マイナンバーを聞いたり、予約をしていない方のご自宅に訪問して、マイナンバーカードの手続きを行ったりすることはありません。

　（７）飛沫感染防止対策をお願いいたします。